

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2024年3月1日現在

～2024年3月31日

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（平成30年4月20日 A C 第00331246号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成30年4月20日から実施します。
- [平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間に、当社のホームページ\(https://506506.ntt.com/cgi-bin/business/mw-premium_vps_plan/apply_form.cgi\)から、当社が Office 365 from NTT Communications 利用規約に定める Office 365 と第 8 種ホスティングサービスの双方の申込みがあった場合であって、当社がその双方の申込を承諾し、当該 Office 365 及び第 8 種ホスティングサービス双方の利用が平成 30 年 8 月 31 日までに開始された場合、当該 Office 365 及び第 8 種ホスティングサービス双方の利用が開始された月の翌月から料金表第 1 表（料金）の 1 の 7 - 2（定額利用料）に規定する定額利用料から 1 契約者識別符号ごとに 3,750 円（4,050 円）（月額）を減額して適用します。ただし毎月 1 日 0 時までには当該 Office 365 契約が解約されている場合、翌月以降の第 8 種ホスティングサービスの定額利用料については、この減額を適用しません。](https://506506.ntt.com/cgi-bin/business/mw-premium_vps_plan/apply_form.cgi)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

2024年4月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（平成 30 年 4 月 20 日 A C 第 00331246 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 30 年 4 月 20 日から実施します。
- 削除
- この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日 C A S 2 サ 000400004713-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 A C サ第 00331246 号（平成 30 年 4 月 20 日）の附則 2 を、令和 6 年 4 月 1 日をもって削除します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。